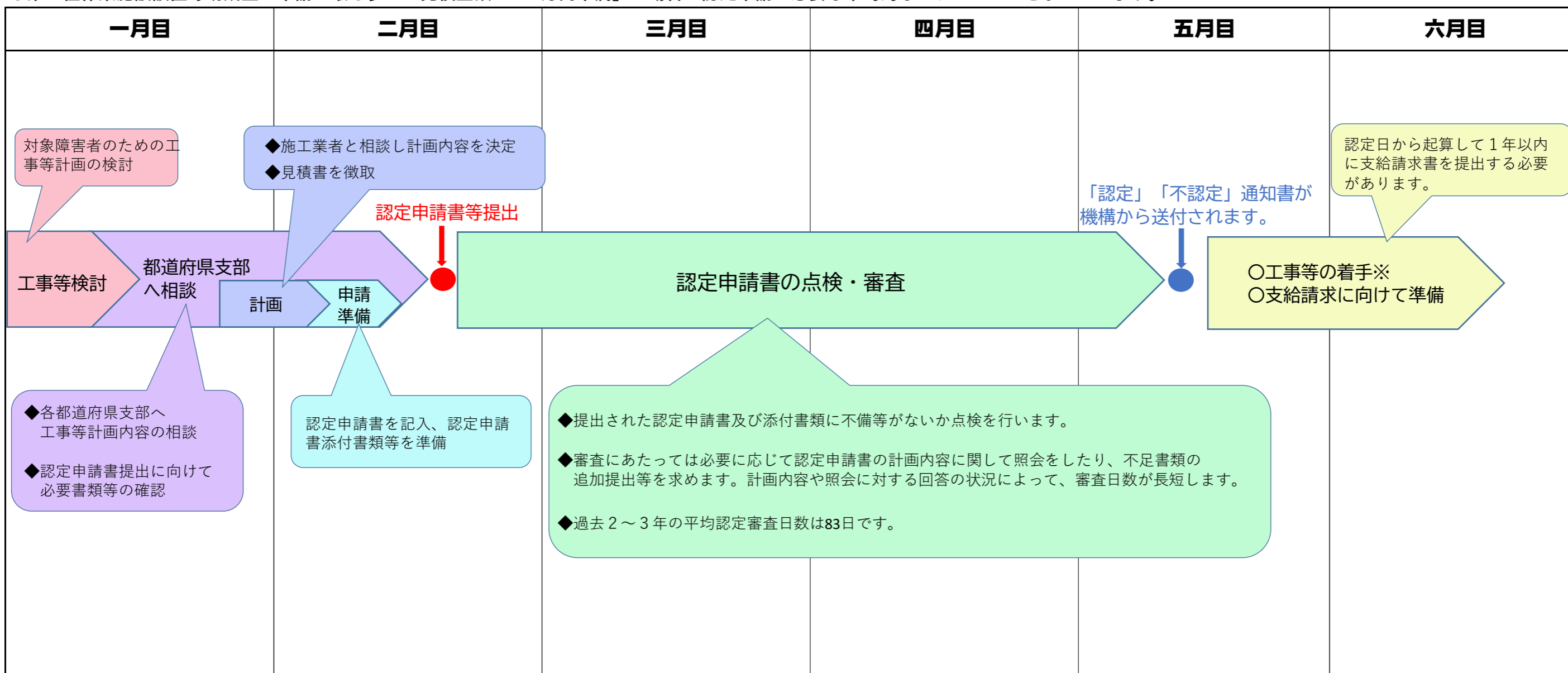


## 第1種作業施設設置等助成金の認定申請に係るフロー図について

○第1種作業施設設置等助成金の申請で最も多い「見積金額が150万円未満」の場合の認定申請に必要な平均的なスケジュールを示しています。



※「着手」とは、認定申請に係る作業施設等の設置または整備における工事等に係る申入れ・発注・契約、支払等を行うことをいいます。